

# 令和7年度 市・県民税申告書の書き方 三田市

令和7年度市・県民税申告書は、昨年1年間（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得および控除を対象とするものです。この書き方を参照のうえ、申告期限（3月17日）までに税務課市民税係へ提出してください。  
※市ホームページに掲載している「市県民税申告書作成システム」により、手書きの代わりに自宅のパソコン等で申告書を作成してプリンタで印刷することができます。是非ご利用ください。

## ◎市・県民税の申告が必要な人

### 令和7年1月1日現在三田市に居住している人または事業所や事務所、家屋敷がある人

- 1 公的年金の所得者で、各種の控除を受けようとする人  
（公的年金の収入が400万円以下、かつその他所得が20万円以下で確定申告書の提出が不要な人であっても控除を受けるためには市・県民税の申告が必要です）
- 2 給与所得者のうち、特に次の事項に該当する人
  - (1) 勤務先から三田市に給与支払報告書が提出されていない人
  - (2) 給与所得以外に、他の所得があった人（他の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告書を税務署に提出してください）
  - (3) 2ヵ所以上の事業所から給与の支払いがある人
- 3 三田市以外に住所を有する個人で、三田市内に事業所・事務所・家屋敷がある人
- 4 上記以外の人で、令和6年中の合計所得金額が38万円を超える人

※ただし、下記のいずれかに該当する人は市・県民税の申告をする必要がありません。

- 1 所得税の確定申告書を提出した人
- 2 給与所得者で、他の所得がなく、勤務先から三田市に給与支払報告書が提出されている人
- 3 公的年金（遺族年金・障害年金等は除く）のみの収入で、その収入が次の金額以下の人
  - ・昭和35年1月1日以前生まれ・・・148万円（年金控除後所得38万円）
  - ・昭和35年1月2日以降生まれ・・・98万円（年金控除後所得38万円）

### 市・県民税がかからない人（非課税となる人）

非課税となる人については、納税通知書はお送りしていません。

① 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

② 前年の合計所得金額が、次の金額以下の人

・同一生計配偶者や扶養親族がいる場合 → 28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)+26万8千円

※非課税判定の扶養親族の数には、年少扶養親族も含まれます。

・同一生計配偶者および扶養親族がいずれもない場合 → 38万円（給与収入のみの場合、年収93万円以下）

※給与所得が38万円以下であっても、給与所得以外の所得（公的年金等にかかる雑所得、不動産所得など）がある場合は、それぞれの所得を合算した合計所得金額が38万円を超えると課税になります。

## ○申告に必要なもの

- 1 申告書（郵送による提出で、受付印を押印した申告書控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒も提出してください。）
- 2 本人が申告する場合……………個人番号カード又は、個人番号通知カード+本人確認書類（※）  
代理人が申告する場合……………代理人の本人確認書類（※）+申告者の個人番号が確認できるもの  
（同一世帯でない場合については委任状をご持参ください）  
※本人確認書類の例…運転免許証、健康保険証、パスポート 等
- 3 給与所得または年金所得がある人は、令和6年分の源泉徴収票
- 4 事業所得、不動産所得、その他所得がある人は、収入金額や必要経費のわかる書類
- 5 各種控除を受ける場合は、それらの領収書または証明書
  - (1) 医療費控除 ※医療費控除の明細書を作成のうえ申告してください。（領収書の提出は不要ですが、5年間保管していただく必要があります。）  
同封している医療費控除（従来）の明細書をご利用ください。
    - ①医療費控除（従来）……………明細書（領収書の提示を求める場合があります）
    - ②セルフメディケーション税制（特例）…その年に健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診を受けたことがわかる書類+明細書（領収書の提示を求める場合があります）  
①②は選択制です。一度選択すると変更できません。
  - (2) 社会保険料控除……………国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付確認書等、国民年金保険料控除証明書  
※本人以外（配偶者など）の年金から天引きされている介護保険料等を含めることはできません。  
また、年金天引き分の社会保険料の二重計上にご注意ください。
  - (3) 生命保険料控除、地震保険料控除……………契約先保険会社発行の控除証明書
  - (4) 障害者控除……………障害者手帳等
  - (5) 勤労学生控除……………在学を証明する書類
  - (6) 寄附金控除……………寄附金の受領書または寄附金控除に関する証明書

（注）介護保険料は、社会保険料控除です。  
介護医療保険の保険料は、生命保険料控除です。

★本人・配偶者・扶養親族に関する控除は、令和6年12月31日の現況で該当する人が対象です。  
 ただし、令和6年中にお亡くなりになっている場合は、お亡くなりになられた時点の現況となります。  
 ※他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者および内縁関係にある人は該当しません。  
 ※別居されている場合は、付表に住所を記入してください。

## 本人・配偶者・扶養親族に関する項目（人的控除）

控除の種類	内 容																																			
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与所得のみの場合の給与収入金額103万円以下）で、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合に該当します。 <b>氏名・生年月日・個人番号を記入し、一般・老人のいずれかにレ点記入してください。また、控除対象配偶者が障害者である場合は、障害者の氏名欄・障害の区分欄も記入してください。</b> （ ）内の給与収入金額は、所得金額調整控除を適用していない金額です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">あなた（控除を受ける人）の合計所得金額 （給与所得のみの場合の給与収入金額）</th> </tr> <tr> <th>900万円以下 （1,095万円以下）</th> <th>900万円超950万円以下 （1,095万円超1,145万円以下）</th> <th>950万円超1,000万円以下 （1,145万円超1,195万円以下）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者 （昭和30年1月2日以降生まれ）</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 （昭和30年1月1日以前生まれ）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなた（控除を受ける人）の合計所得金額 （給与所得のみの場合の給与収入金額）			900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超950万円以下 （1,095万円超1,145万円以下）	950万円超1,000万円以下 （1,145万円超1,195万円以下）	控除対象配偶者 （昭和30年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者 （昭和30年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																				
		あなた（控除を受ける人）の合計所得金額 （給与所得のみの場合の給与収入金額）																																		
		900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超950万円以下 （1,095万円超1,145万円以下）	950万円超1,000万円以下 （1,145万円超1,195万円以下）																																
控除対象配偶者 （昭和30年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円																																	
老人控除対象配偶者 （昭和30年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																	
配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円～1,330,000円で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に該当します。 氏名・生年月日・個人番号を記入し、3ページの表を参照のうえ、配偶者特別控除額および配偶者の合計所得欄を記入してください。																																			
扶養控除	あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。 <b>氏名・生年月日・個人番号・続柄・同居の有無を記入してください。（16歳未満の扶養親族についても記入してください）</b> また、扶養親族が障害者である場合は、障害者の氏名欄・障害の区分欄も記入してください。 ※扶養親族の範囲には、配偶者を除く血族6親等・姻族3親等以内の人や里子などが含まれます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少扶養</td> <td>16歳未満</td> <td>平成21年1月2日以降生まれ</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般扶養</td> <td>16歳～18歳</td> <td>平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ</td> <td rowspan="2">33万円</td> </tr> <tr> <td>23歳～69歳</td> <td>昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳</td> <td>平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上</td> <td>昭和30年1月1日以前生まれ</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td colspan="2">老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居している人</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			控除額	年少扶養	16歳未満	平成21年1月2日以降生まれ	0円	一般扶養	16歳～18歳	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ	33万円	23歳～69歳	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ	特定扶養	19歳～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円	老人扶養	70歳以上	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居している人		45万円								
		区 分			控除額																															
年少扶養	16歳未満	平成21年1月2日以降生まれ	0円																																	
一般扶養	16歳～18歳	平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ	33万円																																	
	23歳～69歳	昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ																																		
特定扶養	19歳～22歳	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円																																	
老人扶養	70歳以上	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円																																	
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居している人		45万円																																	
障害者控除	あなたが障害者である場合、 <b>障害者の氏名欄・障害の区分欄を記入し、F・Gのうち該当項目にレ点記入してください。</b> あなたが扶養している親族が障害者である場合、 <b>障害者の氏名欄・障害の区分欄および右隣の人数の内訳を記入してください。</b> （16歳未満の扶養親族・同一生計配偶者についても、障害者控除の対象となります） ※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする合計所得が48万円以下の配偶者をいいます。 <b>F 特別障害者（控除額 30万円）</b> 身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級などに該当する人 ※控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、あなたやあなたの配偶者もしくは生計を一にする親族と同居している場合、控除額は23万円を加算した額（53万円）となります。 <b>G 普通障害者（控除額 26万円）</b> 身体障害者手帳3級～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2級・3級などに該当する人 <b>必要書類＝障害者手帳・介護保険要介護認定者の障害者控除証明書等</b>																																			
ひとり親控除 寡婦控除	あなたがひとり親または寡婦に該当し、かつ合計所得金額が500万円以下である場合は、 <b>I・Jのうち該当項目にレ点記入し、寡婦の場合は離別・死別等を選んでください。</b> ※未届の夫、未届の妻に相当する続柄の者がいる場合は該当しません。 <b>I ひとり親（控除額 30万円）</b> 婚姻歴や性別に関わらず、婚姻をしていない人で総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子（他の所得者の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除く）がいる人 <b>J 寡婦（控除額 26万円）</b> ①夫と死別・離婚した後再婚していない人または夫の生死が明らかでない人で、総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする扶養親族がいる人 ②夫と死別した後婚姻をしていないまたは夫の生死の明らかでない人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本人女性</td> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>子</td> <td colspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26万円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26万円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本人男性</td> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>子</td> <td colspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			配偶関係	死別	離別	未婚	本人女性	扶養親族	子	30万円			子以外	26万円	-	-	無	26万円	-	-	本人男性	扶養親族	子	30万円			子以外	-	-	-	無	-	-	-
				配偶関係	死別	離別	未婚																													
本人女性	扶養親族	子	30万円																																	
		子以外	26万円	-	-																															
	無	26万円	-	-																																
本人男性	扶養親族	子	30万円																																	
		子以外	-	-	-																															
	無	-	-	-																																
勤労学生控除	あなたが、大学・高等学校・専修学校等の学生・生徒で合計所得金額が75万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合は、 <b>Kにレ点記入し、右隣に学校名を記入してください。</b> （控除額 26万円） <b>必要書類＝在学を証明する書類</b>																																			
基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の人すべてに適用される控除です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円																										
		合計所得金額	基礎控除																																	
		2,400万円以下	43万円																																	
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																			
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																			

配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の 給与収入金額)	あなた(控除を受ける人)の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入金額) ※( )内の給与収入金額は、所得金額調整控除を適用していない金額です。		
	900万円以下(1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
48万円超100万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下 (160万円超166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下 (166万8千円以上175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下 (175万2千円以上183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下 (183万2千円以上190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下 (190万4千円以上197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円

## ◎税金から差し引かれる控除(税額控除)

### ◆配当控除

区 分	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配および特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得	配当所得の1.6%(0.8%)	配当所得の1.2%(0.6%)
証券投資信託(特定株式投資信託を除く)の収益の分配に係る配当所得	配当所得の0.8%(0.4%)	配当所得の0.6%(0.3%)
一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	配当所得の0.4%(0.2%)	配当所得の0.3%(0.15%)

※( )内は、課税所得金額が1,000万円を超える場合、その超える部分に対する控除率です。

### ◆寄附金税額控除

<p>ア.特例控除対象の都道府県・市町村及び特別区(ふるさと納税) イ.兵庫県共同募金会・日本赤十字社兵庫県支部・特例控除対象外の自治体 ウ.兵庫県が条例で指定した団体 エ.三田市が条例で指定した団体 に対する寄附金額をそれぞれ該当する欄に記入してください。</p> <p>また、付表に寄附先と金額を記入してください。</p> <p>控除額 アに寄附した場合=①+②、イ. ウ. エに寄附した場合=①</p> <p>①基本控除額 市民税：〔寄附金額-2,000円〕×6% (ウは適用なし) +県民税：〔寄附金額-2,000円〕×4% (エは適用なし) ※控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。</p> <p>②特例控除額 〔寄附金額-2,000円〕×右表により求めた割合 ※②の金額については、市県民税所得割額(調整控除後)の2割が限度です。 ※市・県民税の申告書を提出されると「ふるさと納税ワンストップ特例制度(注)」が適用されません。申告の際には寄附金控除として申告してください。 (注)ふるさと納税ワンストップ特例制度：確定申告(または市・県民税申告)が不要な給与所得者等がふるさと納税(都道府県・市町村及び特別区への寄附)を行う場合、寄附先の自治体にワンストップ特例申請書を提出すれば、確定申告(または市・県民税申告)を行わなくても寄附金控除が受けられる制度。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額から所得税との人的控除差額を引いた金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上195万円以下</td> <td>84.895%</td> </tr> <tr> <td>195万円超330万円以下</td> <td>79.79%</td> </tr> <tr> <td>330万円超695万円以下</td> <td>69.58%</td> </tr> <tr> <td>695万円超900万円以下</td> <td>66.517%</td> </tr> <tr> <td>900万円超1,800万円以下</td> <td>56.307%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超4,000万円以下</td> <td>49.16%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>44.055%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※0円未満の場合はこの限りではありません。 ※所得税との人的控除の差額は6ページを参照してください。</p>	課税総所得金額から所得税との人的控除差額を引いた金額	割合	0円以上195万円以下	84.895%	195万円超330万円以下	79.79%	330万円超695万円以下	69.58%	695万円超900万円以下	66.517%	900万円超1,800万円以下	56.307%	1,800万円超4,000万円以下	49.16%	4,000万円超	44.055%
課税総所得金額から所得税との人的控除差額を引いた金額	割合																
0円以上195万円以下	84.895%																
195万円超330万円以下	79.79%																
330万円超695万円以下	69.58%																
695万円超900万円以下	66.517%																
900万円超1,800万円以下	56.307%																
1,800万円超4,000万円以下	49.16%																
4,000万円超	44.055%																

### ◆住宅借入金等特別税額控除

<p>平成21年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居され、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市・県民税の所得割から控除されます。※特定増改築等に係る住宅借入金等の金額は対象となりません。</p> <p>控除額=次の①②のうち少ない額</p> <p>①所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額</p> <p>②所得税の課税総所得金額等の額の5%または7%(居住開始年月日により異なります)</p> <p>ア.平成21年1月1日から平成26年3月31日までの入居者：所得税の課税総所得金額等の額の5%(控除限度額97,500円)</p> <p>イ.平成26年4月1日から令和3年12月31日までの入居者：所得税の課税総所得金額等の額の7%(控除限度額136,500円)</p> <p>※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限りです。それ以外の場合はア.の額と同じです。</p> <p>ウ.令和4年1月1日から令和7年12月31日までの入居者：所得税の課税総所得金額等の額の5%(控除限度額97,500円)</p> <p>※令和4年中入居で一定の条件を満たす場合、イ.の額と同じになることがあります。</p>
--

## 所得金額の項目

所得の種類		内容（所得額の計算方法等）	
事業所得	営業等	商店の経営、各種外交員、大工、弁護士、医師等農業以外の事業から生ずる所得	[収入金額－必要経費－専従者控除額] ・収入金額には、商品や製品などを家事で消費した場合や源泉徴収された税金も含まれます。 ・必要経費とは収入を得るために要した費用で、日常生活費や所得にかかる税金は必要経費となりません。
	農業	農作物の生産から生ずる所得	
不動産所得		土地・建物等の貸付から生ずる所得	
利子所得		公社債や預貯金の利子等による所得 ※昭和63年4月1日以降に支払われた利子については、ほとんどが源泉分離課税されていますので、申告不要です。	
配当所得		株式や出資金、特定株式投資信託に対する配当、剰余金の分配から得る所得	[収入金額－借入金で購入した場合の利子]
給与所得		<b>給与、賞与、賃金等の所得</b> <b>所得金額については、下記の「Ⅰ 給与所得速算表」を参照してください。</b> 源泉徴収票がある場合＝源泉徴収票の支払金額を収入金額⑩に記入してください。 源泉徴収票がない場合＝付表の「給与収入明細」欄を記入し、合計収入金額を収入金額⑩に記入してください。 ※専従者給与の場合は、『M青色専従者』または『N白色専従者』のどちらかにレ点記入してください。 <b>必要書類＝源泉徴収票等</b>	
雑所得	公的年金等	公的年金（老齢基礎年金、厚生年金、共済年金、恩給等）の所得 <b>所得金額については、下記の「Ⅱ 公的年金等所得速算表」を参照してください。</b> 源泉徴収票の支払金額を収入金額⑩に記入してください。 ※遺族年金・障害年金は含みません。 <b>必要書類＝源泉徴収票（年金額改定通知書等では代用できません）</b>	
	業その他の	他の所得にあてはまらない所得 例：業務…著述家以外の原稿料や講演料 その他…生命保険の個人年金の所得	[年金以外の雑収入－必要経費]

### Ⅰ 給与所得速算表

収入金額	所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	★収入金額×60%+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	★収入金額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	★収入金額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

★印のところは、その収入金額が4千円の倍数となるように端数を切り捨ててから計算を始めてください。  

$$\text{収入金額} \div 4 \text{（千円未満の端数切り捨て）} \times 4$$

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、申告書の該当する要件にレ点記入し、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引いてください。

- (1) 本人が特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除＝(給与収入金額－850万円)×0.1  
 なお、給与の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与の収入金額は1,000万円

### Ⅱ 公的年金等所得速算表

受給者の区分	公的年金等の収入金額	公的年金にかかる雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下	公的年金にかかる雑所得以外の合計所得金額 1,000万円超2,000万円以下	公的年金にかかる雑所得以外の合計所得金額 2,000万円超
65歳未満 (昭和35年1月2日以降に生まれた人)	～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

※計算結果がマイナスになる場合は0円とする。

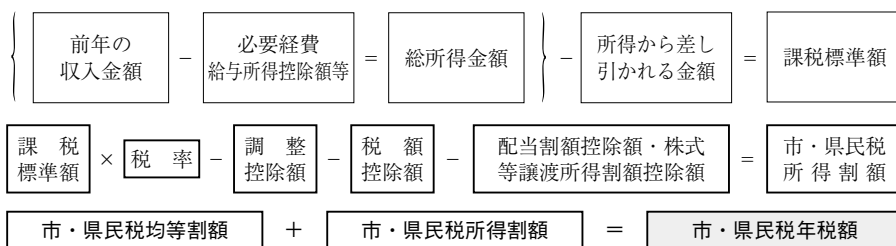
※給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く所得金額調整控除＝給与所得（10万円をこえる場合は10万円）＋公的年金等雑所得（10万円をこえる場合は10万円）－10万円

総合譲渡所得	分離課税される土地建物等の譲渡所得を除く、機械、車両等の譲渡所得で、所有期間が5年以下を「短期」、5年を超えるものを「長期」と区分します。	[収入金額－必要経費－特別控除額] 総合譲渡所得[長期]および一時所得については、上記の計算式に1/2を乗じます。申告書には左側に1/2前の所得金額を、右側に1/2を乗じた金額を記入してください。 ※特別控除額は、「総収入金額－必要経費」が50万円以上の時は50万円、50万円未満の時はその金額になります。
一時所得	懸賞の賞金品、競馬等の払戻金、生命保険の一時金などのような一時的な所得	
分離課税所得	土地、建物、借地権など土地の上に存する権利や株式等の譲渡、先物取引により生ずる所得	[収入金額－必要経費]
山林所得	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡したりすることにより生ずる所得	[収入金額－必要経費－特別控除]

## 所得から差し引かれる控除額の項目

控除の種類	内容（控除額の計算方法等）																									
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や、その他親族で総所得金額等の合計額が48万円以下である人の有する資産について災害や盗難、横領等により損害を受けた場合、下記の①②のうち多い方の金額を記入してください。 ①（損害額－保険等で補てんされる金額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出）－5万円 必要書類＝被災の程度を証明する書類、損害に関する明細書																									
医療費控除	①医療費控除（従来）	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や、その他親族のために支払った医療費がある場合、下記の①②のうち多い方の金額を記入してください。（最高限度額 200万円） ①（支払った医療費－保険等で補てんされる金額）－10万円 ②（支払った医療費－保険等で補てんされる金額）－総所得金額等の5% 必要書類＝明細書（領収書の提示を求める場合があります） ※領収書は自宅で5年間保管が必要です。																								
	②セルフメディケーション税制（特例） 〈注〉①②は選択制です 一度選択すると変更できません	健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組（特定健康診査等）を行った人で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医療品の購入費用（保険等で補てんされる金額を除く）をその年中に12,000円を超えて支払った場合、その超えた部分の金額（上限88,000円）について、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。 必要書類＝特定健康診査等の書類＋明細書（領収書の提示を求める場合があります） ※領収書は自宅で5年間保管が必要です。																								
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や、その他親族のために負担した社会保険料（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料等）で、支払った金額の合計を記入してください。（ただし、配偶者やその他親族の年金から天引きされている介護保険料等は、あなたの社会保険料控除とすることはできません） 必要書類＝支払金額のわかるもの（領収書等） ※国民年金保険料の控除を受ける場合は、控除証明書または領収書の添付が必要です。																									
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法による第一種共済掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金および確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金を支払った金額を記入してください。 必要書類＝支払金額のわかるもの（領収書等）																									
生命保険料控除	あなたやあなたの親族が受取人となっている生命保険契約や個人年金保険契約、介護医療保険契約等に基づき支払った金額をそれぞれ該当する欄に、下表により計算した控除額を②欄に記入してください。 ※旧契約、新契約および介護医療保険のいずれに該当するかは、控除証明書の記載内容をご確認ください。																									
	①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料の金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料	控除額	旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円	70,001円以上	一律35,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料の金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料の金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料	控除額	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円	56,001円以上	一律28,000円
	年間の支払保険料	控除額																								
旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額																								
	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円																								
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円																								
	70,001円以上	一律35,000円																								
	年間の支払保険料	控除額																								
新契約	12,000円以下	支払保険料の金額																								
	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円																								
	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円																								
	56,001円以上	一律28,000円																								
<p>《注》①と②両方の保険契約等に係る控除がある場合 一般生命保険料と個人年金保険料について、旧契約と新契約の両方を契約している人は、「旧契約のみで申告」、「新契約のみで申告」、「新旧両契約で申告」のいずれかを選択できます。新旧両契約で申告する場合は、新旧それぞれの控除額の合計額が申告額となりますが、限度額は28,000円となります。 一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料を支払った場合の控除額の合計限度額は、7万円 必要書類＝控除証明書</p>																										
地震保険料控除	あなたが地震保険契約および旧長期損害保険契約（平成18年末までに契約を締結した分に限り）に基づき支払った金額をそれぞれ該当する欄に、下表により計算した控除合計額を③欄に記入してください。																									
	①地震保険料控除額	②旧長期損害保険料控除額																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震	年間の支払保険料	控除額		50,000円以下	支払保険料の金額×1/2	50,001円以上	一律25,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧長期損害</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料の金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長期とは、保険期間が10年以上で満期払戻金があるもの</p>	旧長期損害	年間の支払保険料	控除額		5,000円以下	支払保険料の金額	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円	15,001円以上	一律10,000円						
地震	年間の支払保険料	控除額																								
	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2																								
	50,001円以上	一律25,000円																								
旧長期損害	年間の支払保険料	控除額																								
	5,000円以下	支払保険料の金額																								
	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円																								
	15,001円以上	一律10,000円																								
<p>地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合の控除額の合計限度額は、25,000円 ※①と②の両方に該当する契約（控除証明書に両方の金額が記載されたもの）については、いずれか一方の契約区分のみを控除することになります。 必要書類＝控除証明書</p>																										

## 市・県民税の計算方法



## 市・県民税所得割の税率

課税標準額の区分	市民税	県民税
一律	6%	4%

## 市・県民税均等割の税額（定額）

市民税	3,000円
県民税	1,800円

※県民税均等割のうち800円は緑の保全・再生のための「県民緑税」です。

※令和6年度から、森林環境税（国税）年額1,000円が市・県民税の均等割と合わせて賦課徴収されます。

※調整控除額＝市・県民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため所得割額から控除するもの  
（合計所得金額2,500万円以下の人のみ適用）

### ◎調整控除の計算の仕方

- 市・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人  
次の①と②のいずれか小さい額の5%  
①人的控除額の差の合計額  
②市・県民税の合計課税所得金額
- 市・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人  
〔人的控除額の差の合計額－（市・県民税の合計課税所得金額－200万円）〕の5%  
ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことをいい、課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

### ◎市・県民税と所得税の人的控除額の差（調整控除の計算の対象となるもの）

所得控除		差額	納税者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障 害 者 除	普通障害者	1万円					配偶者除
	特別障害者	10万円					
	同居特別障害者	22万円					
寡 婦 控 除		1万円	老人配偶者	10万円	6万円	3万円	
ひとり親 控 除	父	1万円					
	母	5万円	配偶者 特別控除	5万円	4万円	2万円	
勤 労 学 生 控 除		1万円					
扶 養 控 除	一般扶養	5万円		配偶者の合計所得金額48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	特定扶養	18万円					
	老人扶養	10万円	配偶者の合計所得金額50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
	同居老親等	13万円					
基 礎 控 除		5万円					

## 分離課税の税率

### ◎長期譲渡所得（所有期間5年超）

	課税譲渡所得金額	市民税	県民税
一般の譲渡	一律	3.0%	2.0%
居住用財産の譲渡 （所有期間10年超）	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円超	3.0%－36万円	2.0%－24万円
優良住宅地造成の ための土地等の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円超	3.0%－12万円	2.0%－8万円

### ◎短期譲渡所得（所有期間5年以下）

	市民税	県民税
一般の譲渡	5.4%	3.6%
国または地方公共団体等に 対する土地等の譲渡	3.0%	2.0%

### ◎株式等に係る譲渡所得

	市民税	県民税
上場株式等	3.0%	2.0%
一般株式等	3.0%	2.0%

※源泉徴収口座内の譲渡所得については、申告不要です。

### ◎分離配当所得

課税所得×3.0%（市民税）、2.0%（県民税）

### ◎先物取引に係る所得

課税所得×3.0%（市民税）、2.0%（県民税）

### 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

市民税	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額の3/5
県民税	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額の2/5

上場株式等の配当所得や譲渡所得等に係る課税方式について、令和6年度の市県民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、課税方式を所得税と市県民税で一致させることとなりました。市県民税上の扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますので、申告される際はご注意ください。

所得税の確定申告をした人は市・県民税の申告の必要はありません。  
 また、市・県民税の申告をした人は事業税（県税）の申告をする必要はありません。

令和7年1月1日に居住されていた住所を記入してください。  
 方書(棟・階・号)まで記入してください。

フリガナ・生年月日は必ず記入してください。

2ページ参照

別居の場合は、付表の「別居の扶養親族の住所」欄に令和7年1月1日に住民登録をしていた住所を記入してください。

扶養者の区分ごとに人数を記入してください。

老人扶養の欄には同居老親を含む老人扶養の総数を記入してください。

申告者自身が該当するものがあればレ点記入してください。

本人・配偶者・扶養親族に関する控除（基礎控除含む）の合計額を記入してください。

寄附金があれば記入してください。  
 ※記入漏れがあれば、適用されませんのでご注意ください。

提出用

令和7年度(令和6年分所得)市・県民税申告書(新規・修正)  
 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が対象)

住所	三田市 三輪2丁目1番1号	TEL	079(559)5053
フリガナ	サンダイチロウ	生年月日	19年9月10日
氏名	三田 一郎	個人番号	123456789001

1 控除対象配偶者・扶養親族・本人該当などの項目

控除対象配偶者・同一生計配偶者	三田花子	控除	<input type="checkbox"/> A 一般 <input checked="" type="checkbox"/> B S30.1.1 老人
個人番号	123456789002	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 納税者本人の所得が100万円を超える場合のみレ点記入	
配偶者特別控除額	円	配偶者の合計所得	円
控除対象扶養親族の氏名	三田うめ	生年月日	明・大・昭・平・令 12年5月8日
個人番号	123456789003	続柄	姉 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
個人番号		有・無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
個人番号		有・無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
特定	一般	年少	老人 S30.1.1 以前
H14.12~H18.1.1	S30.1.2~H14.1.1	H21.1.2以降	内同居老親
H18.1.2~H21.1.1			老人総数
<input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> 人	<input type="checkbox"/> 人
障害者の氏名(本人又は扶養親族の内)			
三田花子	精神:療育	身体:療育	精神:療育
	A 3.4.5.6級	2-3級	B 内同居
	身体:療育	身体:療育	精神:療育
	1-2級	1級	A 3.4.5.6級
			2-3級
			B 1人
			1人
本人該当項目E-Kの内該当するものにレ点記入してください			
<input type="checkbox"/> E 19歳未満	<input type="checkbox"/> F 特障	<input type="checkbox"/> G 普障	<input type="checkbox"/> H ひとり親
<input type="checkbox"/> I 寡婦	<input type="checkbox"/> J 勤労学生	<input type="checkbox"/> K 学校名(勤労学生控除)	
			種別・死別時

所得金額調整控除に関する事項(給与収入金額が850万円超の人)  
 ※給与収入金額が850万円を超える人は、該当するいずれかの要件にレ点記入してください。  
 また、要件の該当者が上記1に記入している人以外の場合は、該当者欄を記入してください。

<要件>

- 本人が特別障害者に該当する
- 同一生計配偶者が特別障害者に該当する
- 扶養親族が特別障害者に該当する
- 23歳未満(平成14年1月2日以降生まれ)の扶養親族がいる

<該当者>

① 扶養親族の名前	三田花子	続柄	
② 生年月日	明・大・昭・平・令 12年5月8日		
③ 特別障害者に該当する事実	身体:療育 1-2級	精神:療育 1級	その他 A
④ 別居の場合	住所	個人番号	

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法

全特 給与から天引きを希望  併徴 自ら納付を希望

市記入欄

郵送時控除	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	専配	<input type="checkbox"/> 他専
処理確認	届出連絡	未申請	
本人確認	本人	代理人	免・マ・他
			(98) 居住開始

この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

2 所得金額の項目

営業等	収入金額	所得金額 (41)
農業	収入金額	所得金額 (42)
不動産	収入金額	所得金額 (44)
利子	収入金額	所得金額 (45)
配当	収入金額	所得金額 (46)
一般給与	収入金額 (70) 682,000	所得金額 (46) 32,000
専従者給与	収入金額 (71)	所得金額 (46)
公的年金	収入金額 (80) 2,628,438	所得金額 (46) 1,528,438
雑	収入金額 (81)	所得金額 (46)
その他	収入金額 (82)	所得金額 (46)
雑合計所得金額 (41)+(81)+(82)		(46) 1,528,438
総合課税	短期 収入金額 (89)	所得金額 (49) + [(49)+(90)] × 1/2
長期 1/2年 (92)		(49)
一時 1/2年 (93)	収入金額 100,000	所得金額 50,000
合計 (41)+(42)+(44)+(45)+(46)+(47)+(48)+(49)+(50)		(50) 1,610,438

3 所得から差し引かれる控除額

雑損	損失額	補てんされる額 (51)
医療費	支払額(支払額-補てんされる額)	セーフティケージ分 (52) 73,679
社会保険料	国保・後期高齢 69,820	年金・介護 297,520
その他		(53)
小規模企業共済等掛金控除額		(54)
生命保険料	新生命保険料支払額 (59) 25,000	旧生命保険料支払額 (60) 88,200
	介護医療保険料支払額 (61) 36,000	控除額 (2) 58,000
	新個人年金支払額 (62)	旧個人年金支払額 (63)
		(64)
地震保険料	支払額 (65)	控除額 (2) 58,000
農林業	支払額 (66)	控除額 (2) 58,000
本人・配偶者・扶養親族に関する控除の合計額		(58) 1,720,000
控除合計 (51)+(52)+(53)+(54)+(2)+(3)+(58)		(58) 2,149,199

4 寄附金に関する事項

寄附金額	都道府県・市区町村(特例控除対象)	兵庫県共同基金・日本支部・都道府県・市区町村(特例控除対象)	兵庫県条例指定分	三田市条例指定分
	(90) 20,000	(91)	(92)	(93)

4・5ページ参照

4ページの速算表で計算した所得金額を記入してください。

※給与所得(46)は所得金額調整控除後の金額を記入してください。

5ページ参照

2ページ参照

3ページ参照

給与所得および公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法

全額給与天引きを希望される場合は『全特』を、給与分とは別に納付を希望される場合は『併徴』にレ点記入してください。

※事業専従者・事業税に関する項目については、付表に記入してください。

## ◎申告の受付について

申告の受付・相談については、別紙の日程で行います。郵送・オンライン手続きでの受付もいたします。申告の際は、必要事項の記入漏れ、必要書類の添付漏れがないようにご注意願います。

※記入漏れ等があると、市・県民税を計算する際に正しく課税できなくなる場合があります。

「市県民税申告書作成システム」で作成した申告書を「三田市電子申請システム」を利用してインターネット（オンライン手続き）で提出できます。提出に当たっては、マイナンバーカードとカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### ※令和6年中に収入がなかった場合

令和6年中に収入がなかった、あるいは非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用保険等）のみであった場合は、必ずしも申告する必要はありませんが、事前に申告しておかれますと、学校・公営住宅・勤務先などに提出する「所得・課税証明書」が各市民センター等でただちに発行できて便利です。（ただし、証明書の発行は6月以降になります）

また、申告されない場合は、未申告者の調査等の照会文書をお送りする場合があります。

## ◎源泉徴収票をご確認ください

源泉徴収票に記載されている控除対象扶養親族の人数等に変更が必要な場合は、市・県民税申告書に正しく記入して申告することにより変更することができます。源泉徴収票の内容を再度ご確認ください。（内容によっては税務署に確定申告書の提出が必要な場合があります。その場合は、市・県民税申告書の提出は不要です。）

※控除対象扶養親族等の要件については、2ページの「本人・配偶者・扶養親族に関する項目」を参照してください。

## ◎注意点

この申告書の書き方および申告書に記載している内容については、令和7年度分の税制改正によって変更される場合があるので、あらかじめご了承願います。なお、地方税法が改正された場合には、申告された事項につきましては当市で計算し直します。

## ◎参考：あなたの配偶者のパート・アルバイト収入と税金について

配偶者の年間の給与収入	配偶者自身の税金			あなたに適用される控除
	市県民税均等割	市県民税所得割	所得税	
93万円以下	かからない	かからない	かからない	配偶者控除 ※2ページ参照
93万円超100万円以下	かかる	かかる		
100万円超103万円以下			かかる	
103万円超201万6千円未満				かかる
201万6千円以上				適用なし

※納税義務者の合計所得金額によっては控除が適用されない場合があります。詳細は2、3ページをご覧ください。

※給与以外の所得がある場合には、上記の表とは異なることがありますのでご注意ください。

### 《お問い合わせ・送付先》

三田市役所税務課市民税係  
TEL (079) 559-5053 (直通)  
FAX (079) 563-5697

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

※所得税の確定申告に関するにつきましては、兵庫税務署にお問い合わせください。  
兵庫税務署 TEL (078) 576-5131 (代表)